

平成25年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果について

平成26年7月18日（金）
鹿児島県環境林務部環境保全課
課長 野口 紳一（2621）

大気汚染防止法第22条に基づく有害大気汚染物質（21物質）に係るモニタリング調査結果については、次のとおりである。

県内6地点で調査した結果、環境基準が設定されている4物質など、全て基準値を達成した。

1 測定方法

(1) 対象物質

区 分	物 質 名
環境基準設定物質 （4物質）	ベンゼン，トリクロロエチレン， テトラクロロエチレン，ジクロロメタン
指針値設定物質 （8物質）	アクリロニトリル，塩化ビニルモノマー， クロロホルム，1,2-ジクロロエタン， 水銀及びその化合物，ニッケル化合物， ヒ素及びその化合物，1,3-ブタジエン
その他の有害大気汚染物質 （9物質）	アセトアルデヒド，塩化メチル， クロム及びその化合物，酸化エチレン， トルエン，ベリリウム及びその化合物， ベンゾ[a]ピレン，ホルムアルデヒド， マンガン及びその化合物

(2) 測定地点数及び測定回数

測 定 地 点	測 定 回 数
一般環境 4地点（鹿児島市，鹿屋市，霧島市，南さつま市）	年6回（1回/2月）
沿 道 2地点（薩摩川内市，始良市）	年6回（1回/2月）

(3) 実施期間

鹿児島県，鹿児島市

2 測定結果の概要

- (1) 環境基準が設定されている4物質については、全て環境基準を達成した(表1)。

表1 環境基準設定物質の調査結果 (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名	年平均値の範囲	環境基準
ベンゼン	0.62 ~ 1.0	3 以下
トリクロロエチレン	0.13 ~ 0.21	200 "
テトラクロロエチレン	0.018 ~ 0.079	200 "
ジクロロメタン	0.66 ~ 1.4	150 "

- (2) 指針値が設定されている8物質については、全て指針値以下であった(表2)。

表2 指針値設定物質の調査結果 (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名	年平均値の範囲	指針値
アクリロニトリル	0.009 ~ 0.018	2 以下
塩化ビニルモノマー	0.0071 ~ 0.016	10 "
クロホルム	0.092 ~ 0.14	18 "
1,2-ジクロロエタン	0.096 ~ 0.13	1.6 "
水銀及びその化合物	0.00084 ~ 0.0016	0.040 "
ニッケル化合物	0.00087 ~ 0.0027	0.025 "
ヒ素及びその化合物	0.00088 ~ 0.0010	0.006 "
1,3-ブタジエン	0.045 ~ 0.14	2.5 "

- (3) 環境基準等が設定されていない9物質については、平成24年度の全国の年平均値と比較して、同程度若しくはそれ以下であった(表3)。

表3 その他の有害大気汚染物質の調査結果 (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名	年平均値の範囲	平成24年度の全国の状況 ^(注)	
		年平均値	年平均値の範囲
アセトアルデヒド	1.3 ~ 2.2	2.1	0.53 ~ 10
塩化メチル	1.2 ~ 1.4	1.5	0.11 ~ 5.6
クロム及びその化合物	0.00084 ~ 0.0019	0.0053	0.00028 ~ 0.070
酸化エチレン	0.046 ~ 0.067	0.090	0.030 ~ 0.77
トルエン	2.5 ~ 9.8	8.4	0.74 ~ 43
バリリウム及びその化合物	0.000056	0.000024	0.0000064 ~ 0.00017
ベンゾ[a]ピレン	0.000052 ~ 0.00017	0.00021	0.0000060 ~ 0.0027
ホルムアルデヒド	1.5 ~ 1.8	2.5	0.51 ~ 5.9
マンガン及びその化合物	0.058	0.024	0.0024 ~ 0.16

(注) 「平成24年度の全国の状況」とは、環境省がとりまとめた平成24年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果である。